

防火避難規定		
番号	標 題	関連条文
3-1-01	耐火建築物、準耐火建築物の付属部分の取扱い	法第27条
<p>耐火建築物、準耐火建築物に付属する物干し場等の火災の発生するおそれの少ない建築物で、次の各項のいずれかに該当するものは、本体の構造と同等とみなす。ただし、防火地域、準防火地域は除く。</p> <p>(1) 物干し場等で次の各号の全てに該当するもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 本体の建築面積の1/8以下であるもの。 ② 屋上から階数が1で外壁を有しないもの。 ③ 柱、はりおよび屋根は不燃材料とすること。ただし、屋根にあつては、屋根材を令第136条の2の2第1号の規定に定める基準に適合する材料とすることができる。 <p>(2) ポーチ、車寄せおよびだれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例により設けられるアプローチ用のもので次の各号の全てに該当するもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 本体の建築面積の1/8以下であるもの。 ② 階数が1で外壁を有しないもの。 ③ 主要構造部および天井は不燃材料で造ること。ただし、屋根にあつては、屋根材を令第136条の2の2第1号の規定に定める基準に適合する材料とすることができる。 <p>(3) 建築基準法上同一棟であっても、それぞれ耐火要件を満たす建築物(AおよびC)が、次の全てに該当する渡り廊下等(B)で接続している場合、渡り廊下等(B)への法27条の規定の適用については、(2)におけるポーチ、車寄せ等と同等に扱う。</p> <p>この場合、渡り廊下等(B)からの延焼は生じないものとするが、建築物A、C間には延焼が生じるものとして取扱う。</p> <p>なお、建築物(AおよびC)の耐火要件は、A+B+Cで判断する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 通行以外の用途に供しない。 ② 階数が1で廊下幅は3m以下とする。 ③ 主要構造部は不燃材料とする。ただし、屋根にあつては、屋根材を令第136条の2の2第1号の規定に定める基準に適合する材料とすることができる。 ④ 内装は準不燃材料とする。 ⑤ 壁面開放部分(両壁面とも) $\geq L/2$ (開放とはH/2 以上とし、かつ、垂れ壁25 cm以下。 H:壁面の高さ) <div style="text-align: center;"> <p>延焼のおそれの中心線 (A, Cの外壁間の中心)</p> </div>		
更新履歴		

※標準的な取扱を掲載しておりますので、詳細な取扱については各特定行政庁へご相談下さい

防火避難規定								
番号	標 題	関連条文						
3-1-02	「用途に供する部分」の解釈について	法第27条 法第35条 法第35条の2 法第36条 県条例第6条 大津市条例第7条						
<p>「用途に供する部分」の解釈については、その指定する用途の部分のみでなく、それに付属する倉庫、管理事務所および物品加工修理等の部分も含むものとする。</p> <p>(例)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">倉庫（店舗用）</td> <td style="text-align: center;">3階</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">店 舗</td> <td style="text-align: center;">2階</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">店 舗</td> <td style="text-align: center;">1階</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">3階建の店舗</p>			倉庫（店舗用）	3階	店 舗	2階	店 舗	1階
倉庫（店舗用）	3階							
店 舗	2階							
店 舗	1階							
更新履歴								

※標準的な取扱を掲載しておりますので、詳細な取扱については各特定行政庁へご相談下さい

防火避難規定		
番号	標 題	関連条文
3-1-03	児童福祉施設等について	法第6条、法第27条、法第28条 法第35条、法第35条の2令第19条、令第115条の3、令117条、126条の2等
<p>児童福祉施設等とは、次に掲げる法令に定められているものとする。</p> <p>(1) 児童福祉法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助産施設(第36条) ・母子生活支援施設(第38条) ・児童厚生施設(第40条) ・障害児入所施設(第42条) ・児童心理治療施設(第43条の2) ・児童家庭支援センター(第44条の2) ・乳児院(第37条) ・保育所(第39条) ・児童養護施設(第41条) ・児童発達支援センター(第43条) ・児童自立支援施設(第44条) <p>(2) 医療法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助産所(第2条) <p>(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者支援施設(第5条第11項) ・福祉ホーム(第5条第28項) ・次に掲げる障害福祉サービス事業の用に供する施設 <ul style="list-style-type: none"> 生活介護(第5条第7項) 就労移行支援(第5条第13項) 自立訓練(第5条第12項) 就労継続支援(第5条第14項) <p>(4) 身体障害者福祉法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者福祉センター(第31条) ・盲導犬訓練施設(第33条) <p>(5) 生活保護法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救護施設(第38条第1項第1号) ・授産施設(第38条第1項第4号) ・更生施設(第38条第1項第2号) ・宿所提供施設(第38条第1項第5号) <p>(6) 売春防止法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・婦人保護施設(旧第36条 ～R6.3.31) <p>(7) 老人福祉法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人デイサービスセンター(第20条の2の2) ・老人短期入所施設(第20条の3) ・特別養護老人ホーム(第20条の5) ・老人福祉センター(第20条の7) ・有料老人ホーム(第29条) ・養護老人ホーム(第20条の4) ・軽費老人ホーム(第20条の6) ・老人介護支援センター(第20条の7の2) <p>(8) 母子保健法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子健康包括支援センター(第22条) <p>(9) 介護保険法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設(第8条第27項) <p>※上記に掲げる施設以外についても、児童、老人、障害者等が利用する施設については、児童福祉施設等として取り扱う場合があるので、該当する場合は特定行政庁と協議すること。</p>		
更新履歴	H25. 4. 1 改正 H29. 1. 1 改正 H29. 4. 1 改正 H31. 4. 1 改正 R7. 4. 1 改正	

防火避難規定		
番号	標 題	関連条文
3-1-04	スポーツ練習場の取扱い	法第27条 令第115条の3 法第35条 令第126条の2
<p>「スポーツ練習場」には、ゴルフ、オートテニス、スカッシュ、スキューバーダイビングの各練習場およびバレエ(洋舞踏)、エアロビクスクラブ、フィットネスクラブならびにバッティングセンター、トレーニングセンター等が含まれる。</p>		
更新履歴		

※標準的な取扱を掲載しておりますので、詳細な取扱については各特定行政庁へご相談下さい

防火避難規定

番号	標 題	関連条文
3-1-05	特殊な形式の倉庫の取扱い	法第27条

1. ラック倉庫(立体自動倉庫)の取扱い

(1) 定義

ラック倉庫とは、物品の出し入れを搬送施設によって自動的に行い、通常人の出入りの少ないものをいう。

本取扱いにおける当該部分とは、ラック倉庫部分(スタッカークレーンの移動部分も含む。)をいう。また、当該部分と同一棟となる作業場、荷捌場、事務室等のその他の部分は含まないものとする。

(2) 階数の算定

当該部分の階数は1とする。

(3) 床面積の合計の算定

① 法第3章(第5節及び第8節を除く。)に規定する床面積の算定においては、当該自動ラックを設置する部分についてはその高さ8mごとに床があるものとして取り扱う。(適法に建築された既存建築物に対しても適用することが可能)

ただし、本取扱いにより算定した当該部分の床面積を含めた延べ面積が3,000㎡を超えるものについて適用することとし、3,000㎡以下であるものについては高さ5mごとに床があるものとして取り扱うこととする。

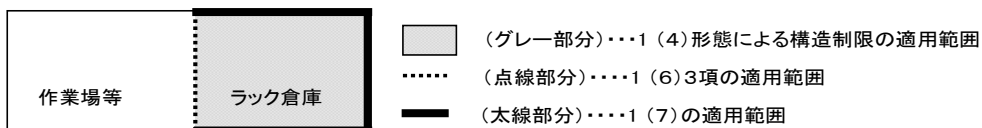
② 前項以外の場合の床面積の合計の算定については、当該部分の階数を1として算定する。

(4) 形態による構造制限

当該部分の構造は、当該部分の軒高および床面積の合計((3)の②の規定による。)に応じて、次の表による。ただし、軒高が10mを超えるもので、令第109条の3第1号に掲げる技術的基準に適合する準耐火建築物とするものにあつては、当該部分の外周に配置される壁および壁を支持する軸組等は、耐火構造としなければならない。

当該部分の床面積の合計 単位(㎡)					
1,500以上	1,000以上 1,500未満	500以上 1,000未満	500未満		
			——	10 未 満	当 該 部 分 の 軒 高 単 位 (m)
		耐火建築物または 令第109条の3第1号 に該当する準耐火建築物		10 15 以 未 上 満	
				15 以 上	

(参考図)



(5) 危険物を収納する場合の構造制限

令第116条の表に指定する数量以上の危険物を収納するものは、耐火建築物または準耐火建築物としなければならない。

(6) 防火区画について

- ① 令第112条の第1項および同条第4項から第6項までの適用にあつては、同条第1項第1号に掲げる建築物の部分とする。
- ② 当該部分の軒高が15mを超えるものにあつては、令第112条第11項の例により防火区画する。
- ③ 当該部分と他の部分は、令第112条第18項の例により防火区画する。

(7) 開口部の防火措置について

当該部分の外壁に設ける開口部は、法第2条第9号の2の口に定める防火設備とする。

(8) 避難施設等について

- ① 当該部分には、原則として直通階段、避難階段、特別避難階段、非常用の照明装置、非常用の進入口および非常用の昇降機の設置を要しない。
- ② 排煙設備については、当該部分が令第126条の2第1項第4号または平成12年建設省告示第1436号第3号の規定に適合する場合は設置を要しない。

(9) 構造計算のうち積載荷重について

- ① 当該部分の積載荷重は、積載物の種類および各棚の充実率の状況に応じて計算する。
- ② 各棚の充実率は、応力および外力の種類に応じて、次の表によることができる。

応力の種類	荷重および外力について想定する状態	ラックの充実率 単位 (%)	備考
長期の応力	常時	100	
短期の応力	積雪時	100	
	暴風時	80	建築物の転倒柱の引抜等を検討する場合は50としなければならない
	地震時	80	

(10) 荷役運搬機械について

もっぱら荷役運搬の用に供する特殊な搬送施設は、法第2条第3号に該当する昇降機とはみなされない。

2. 多層式倉庫の取扱い

多層式倉庫については、ラック式倉庫と異なり、内部で人が作業を行う場合が多いことから、作業可能な部分を床とみなして、通常の倉庫と同様に取扱うものとする。

(1) 階数の算定

人が作業可能な部分を通常の床とみなして、その部分を階として算定する。

(2) 床面積の合計の算定

人が作業可能な部分を通常の床とみなして、その部分の床面積の合計を算定する。

3. ラック式と多層式と複合した倉庫の取扱い

ラック式と多層式を複合した形式の倉庫については、1. および2. の取扱いを勘案して、安全側で判断するものとする。

防火避難規定

番号	標 題	関連条文
3-1-06	防火区画の取扱い (防火区画を構成する床・壁の範囲)	法第36条 令第112条
<p>令第112条第1項、第4項および第5項に規定する防火区画を施工する場合は、構造上重要でない小ばり・胴縁・間柱などで床または壁と一体となっている部分については、防火区画を構成する床または壁の一部として取り扱うものから、床または壁と同等の1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とすること。</p> <p>ただし、次に掲げる場合にあつては、この限りでない。</p> <p>(1)法第2条第9号の3口に掲げる準耐火建築物で、次のいずれかに該当する場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 機械製作工場、不燃性の物品を保管する倉庫その他これらに類する用途と同等以上に火災の発生のおそれが少ない用途に供する部分に面する場合 ② 床面から4m以上の高さにある小ばり・胴縁・間柱で、その直下に天井がないものまたは直下に準不燃材料で造られた天井がある場合 ③ 小ばり・胴縁・間柱の直下に、一時間準耐火基準に適合する主要構造部の構造方法を定める件(令和元年国土交通省告示第195号)に定める第1の壁または第3の床の第3号口の防火被覆がされている場合 ④ 令第109条の3第2号に定める準耐火建築物にあつては、小ばり・胴縁・間柱の直下に準不燃材料の上に不燃材料で仕上げた天井等で覆われている場合 ⑤ 耐火性能検証法に関する算出方法等を定める件(平成12年建設省告示第1433号)における第1の第2項の表における室の種類による発熱量が160MJ/m²以下の用途に供する部分で、準不燃材料の天井等がある場合 ⑥ 令第108条の4第2項の規定に基づく耐火性能検証法により耐火に関する性能が認められた場合 ⑦ 法第68条の26の規定に基づく準耐火構造としての認定を受けた仕様により耐火被覆が不要となっている場合 <p>(2) (1)に掲げる建築物以外の場合で、下記のいずれかに該当する場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 令第108条の4第2項の規定に基づく耐火性能検証法により耐火に関する性能が認められた場合 ② 法第68条の26の規定に基づく準耐火構造としての認定を受けた仕様により耐火被覆が不要となっている場合 		
		3-1-06 - 1/2

防火避難規定		
番号	標 題	関連条文
3-1-07	防火区画の取扱い (屋外階段とその他の部分の区画、ただし書き)	法第36条 令第112条
<p>1. 令第112条第11項に該当する建築物で、屋外階段とその他の部分とを区画する出入口は、法第2条第9号の2に規定する防火設備で常時閉鎖式のものとし、屋外階段から2m以内の開口部は法第2条第9号の2に規定する防火設備とすること。</p> <p style="text-align: center;">【 防火設備の範囲 】</p> <p> 令第112条11項による防火設備 令第112条17項による防火設備 </p> <p>2. 令第112条第11項第1号のただし書の適用範囲は、防火上合理的かつ最小限の範囲とすること。</p> <p>3. 令第112条第1項ただし書の適用については、確認申請書にレイアウト図及び理由書を添付するものとする。</p>		
更新履歴	R02.04.01改正	

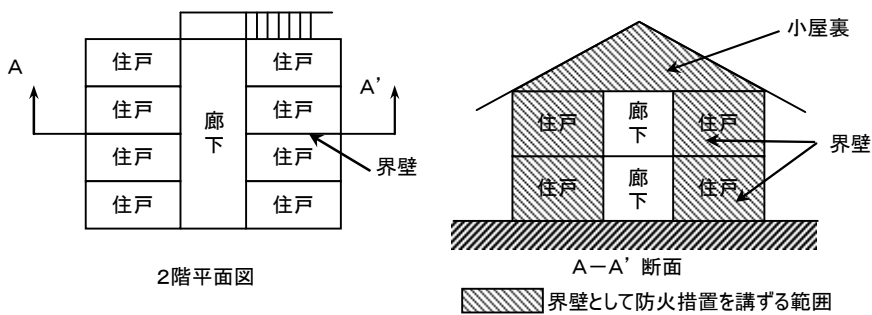
防火避難規定		
番号	標 題	関連条文
3-1-08	防火区画の取扱い (大規模なひさしを有する倉庫・工場等の取扱い)	法第36条 令第112条第1項、第4項、第5項
<p>荷捌き等の屋内的用途として利用される倉庫・工場等のひさし下で、十分に外気に開放されているものについては、床面積に算入される部分であっても、外部として取扱い、次によるものとする。なお、「荷捌き等の屋内的用途」の取扱いについては、1-2-06による。</p> <p>(1) 防火区画対象面積には算入しない。</p> <p>(2) ひさし下部分については、延焼のおそれのある部分は生じない。</p>		
更新履歴	R02.04.01改正	

防火避難規定		
番号	標 題	関連条文
3-1-09	界壁、主要間仕切壁の取扱い	法第36条 令第114条

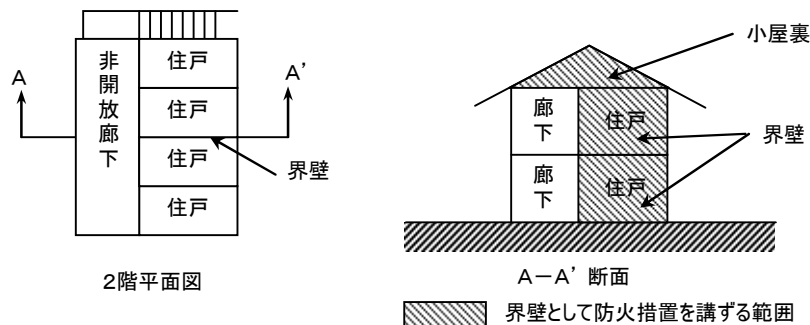
1. 範囲について

(1) 令第114条第1項による界壁の位置については、住戸間の壁をいい、住戸と廊下等の境の壁は該当しない。ただし、中廊下形式等の共同住宅における廊下部分の小屋裏については、住戸間の延焼を防止するため、下図のように界壁と同様の措置を講ずること。

① 中廊下形式の場合



② 開放されていない片廊下形式の場合



(2) 令第114条第2項による防火上主要な間仕切壁の範囲は、一定単位ごとの区画および避難経路とその他の部分との区画をするものであり、範囲は次のとおりとする。

- ① 病院・診療所・児童福祉施設等、ホテル・旅館・下宿および寄宿舎にあっては、病室、就寝室等の相互間の壁で、3室以下かつ100㎡以下(1室の床面積が100㎡を超える室にあっては1室。)に区画する壁および避難経路を区画する壁。
- ② 学校にあっては、教室等相互間の壁で、2室以下(1室の床面積が100㎡を超える室にあってはこの限りでない。)に区画する壁および避難経路を区画する壁。なお、学校間仕切については、建具とみなす。

③ マーケットにあつては店舗相互間の壁で、3店舗以下かつ200㎡以下(1室の床面積が200㎡を超える室にあつては1室。)に区画する壁。

④ 火気使用室とその他の部分を区画する壁。

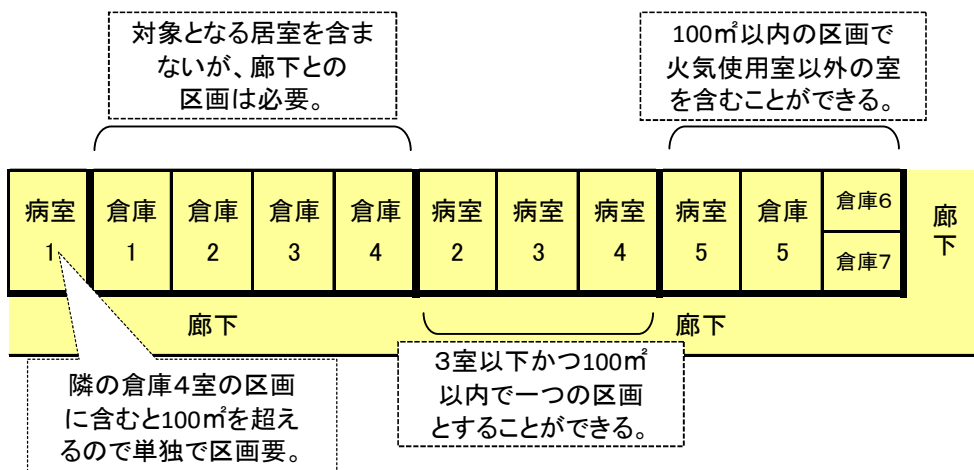
ただし、①から③については便所等火災発生の恐れのない室は室数および面積に算入しない。

※ 区画位置の考え方については、以下によること。

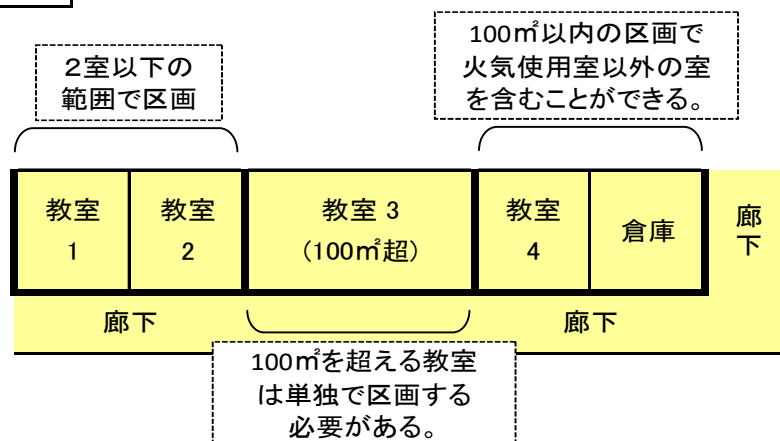
- a. 避難経路とその他の部分は区画する。
- b. 病室、就寢室等及び教室等はその他の室と区画する。ただし、火気使用室に該当しない室は、区画面積の制限範囲において、室数に関わらず当該区画に含むことができる。
- c. 教室等に付属する小規模な倉庫等(教室等から直接出入りできるものに限る)で火気使用室に該当しない室は、当該教室等と合わせて一室とみなすことができる。
- d. 次図の事例による。

— : 防火上主要間仕切壁の位置

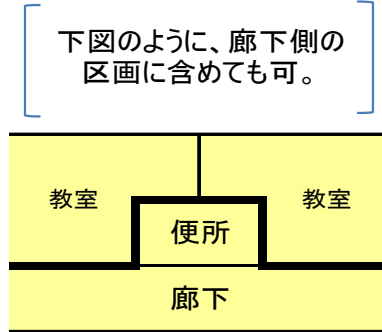
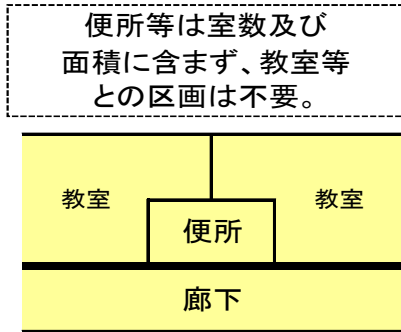
参考図1



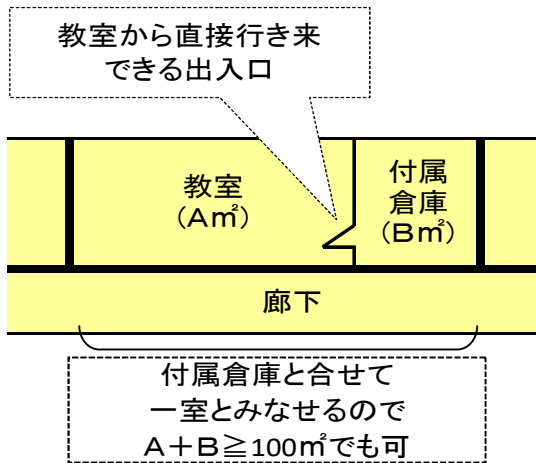
参考図2



参考図3



参考図4



2. 構造について

防火上主要な間仕切壁の構造については法第2条第5号の規定による主要構造部として以下のように取り扱うものとする。

建築物の構造種別	間仕切壁の種別
耐火	耐火(耐力壁の時間は位置により、非耐力壁は1時間とする)
準耐火イ-1(法第27条ただし書き)	準耐火(1時間)
準耐火イ-2	準耐火(45分)
準耐火ロ-1(外壁耐火)	準耐火(45分)
準耐火ロ-2(主要構造部不燃)	準耐火(45分・準不燃材料)

3. 令第114条第3項4号に規定する「これと同様の状況」としては、原野、川、沼その他これに類する状況を含むものとする。

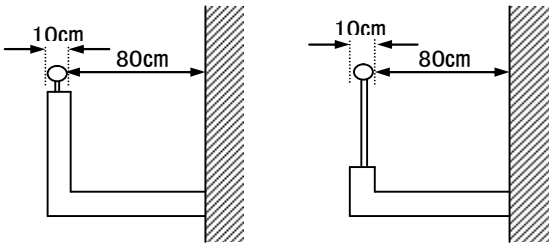
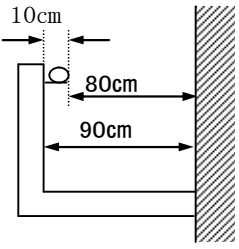
防火避難規定		
番号	標 題	関連条文
3-1-10	防火上主要な間仕切壁の適用除外について	法第36条 令第112条 令第114条 平成26年告示第860号
<p>平成26年告示第860号「間仕切を準耐火構造としないこと等に関して防火上支障がない部分を定める件」の取扱いについては、次によるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 「屋外への出口等」について 屋外への出口等に設ける開口部は戸や掃出し窓等とし、出口等の段差は、避難に支障がないものとしなければならない。 道に通ずる幅員50cm以上の通路について 当該幅員は、有効幅員とする。 各居室から通路を通じて屋外へ避難する場合について (1)他の居室を経由した避難は認められない。 (2)当該通路とその他の居室とは、すべて、間仕切壁及び戸(告示で規定されているものに限る。)で区画されていること。 その他 この告示を適用する場合は、当該階又は当該区画内のすべての居室がこの告示を満足すること。 		
更新履歴	H29. 4. 1 新規追加	

防火避難規定

番号	標 題	関連条文						
3-1-11	強化天井の構造方法の取扱いについて	法第36条 令第112条 令第114条 平成28年告示第694号						
<p>平成28年告示第694号「強化天井の構造方法を定める件」の取扱いについては、次によるものとする。</p> <p>1. 告示第4号の「天井裏への炎の侵入を有効に防止することができる構造」について、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に掲げる構造方法とすること。</p> <p>(1) 照明器具の配線が強化天井を貫通する場合 当該配線と天井との隙間を不燃性の材料で埋めること。</p> <p>(2) ダウンライト等の埋め込み型の照明器具を設ける場合又は天井換気口等に用いるダクト配管等を設ける場合 次の表に掲げる開口面積に応じた防火被覆を設けること。</p> <table border="1" data-bbox="349 965 1238 1144"> <thead> <tr> <th data-bbox="349 965 571 1003">開口面積</th> <th data-bbox="571 965 1238 1003">防火被覆の仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="349 1003 571 1111">100cm²未満</td> <td data-bbox="571 1003 1238 1111">厚さ50mm以上の不燃性の断熱材(密度40kg/m³以上のロックウール、密度24kg/m³以上のグラスウール等)又はこれと同等の性能を有する材料</td> </tr> <tr> <td data-bbox="349 1111 571 1144">100cm²以上</td> <td data-bbox="571 1111 1238 1144">強化天井と同等の防火性能を有する防火被覆</td> </tr> </tbody> </table>			開口面積	防火被覆の仕様	100cm ² 未満	厚さ50mm以上の不燃性の断熱材(密度40kg/m ³ 以上のロックウール、密度24kg/m ³ 以上のグラスウール等)又はこれと同等の性能を有する材料	100cm ² 以上	強化天井と同等の防火性能を有する防火被覆
開口面積	防火被覆の仕様							
100cm ² 未満	厚さ50mm以上の不燃性の断熱材(密度40kg/m ³ 以上のロックウール、密度24kg/m ³ 以上のグラスウール等)又はこれと同等の性能を有する材料							
100cm ² 以上	強化天井と同等の防火性能を有する防火被覆							
更新履歴	H29. 4. 1 新規追加							

防火避難規定		
番号	標 題	関連条文
3-1-12	無窓の居室等の主要構造部について	法第35条の3
<p>1. 無窓の居室等とその他の部分を区画する間仕切壁は、主要構造部として扱う。</p> <p>2. 前項の間仕切壁は、小屋裏又は天井裏まで達せしめなければならない。</p> <p>なお、天井を強化天井や耐火構造等とした場合であっても、天井による区画は認められない。</p> <p style="text-align: center;"> イメージ図 </p> <div style="text-align: center;"> <p>..... 主要構造部として扱う間仕切壁</p> </div>		
更新履歴	R3. 4. 1 新規追加	

※標準的な取扱を掲載しておりますので、詳細な取扱については各特定行政庁へご相談下さい

防火避難規定		
番号	標 題	関連条文
3-2-01	階段の取扱い	法第35条 令第23条 令第25条
<p>1. 体育館等のステージ専用で小規模な固定式階段については幅75cm以上とし、けあげ、踏面については当該用途の寸法以上とする。ただし、移動式階段については、令第23条第1項表第(4)の寸法以上とする。また、ステージ両脇の2階部分に放送室や物置等の室のある場合も令第23条第1項表第(4)の寸法以上とする。</p> <p>2. 幅のとり方について</p> <p>(1) 側桁部分は巾木とみなし、移動する際の支障となるおそれが少ない場合は、階段の幅に含めることができる。</p> <p>(2) 床または腰壁から立ち上がる形状の手すりについては、10cm以内であっても階段の幅に含められない(図1)。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-end;"> <div style="text-align: center;">  <p>(図1)の場合の幅は80cm</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>(図2)の場合の幅は90cm</p> </div> </div> <p>(3) 階段昇降機のある場合の階段の幅の算定については、踏面から高さが50cm以下の階段昇降機で常時階段にある部分について、10cmまではそれが無いものとみなして階段の幅を算定する。</p> <p>3. 令第25条第1項による手すりとは、階段を歩行する上での補助器具であるため、その天端を直接手で握れる物のみとし、壁面に切り込みを設けたものおよび側壁の笠木などは手すりとは解さない。</p>		
更新履歴	H24. 04. 01改正	

※標準的な取扱いを掲載しておりますので、詳細な取扱いについては各特定行政庁へご相談下さい

防火避難規定		
番号	標 題	関連条文
3-2-02	屋外階段の取扱い	法第35条 令第23条
<p>令第23条第1項ただし書の規定による屋外階段とは、次の各号に掲げる要件を満たしているものとする。</p> <p>① 外気に有効に開放されている部分(以下「開放部分」という。)の長さが、当該階段の2面以上かつ周長の1/2以上であること。</p> <p>② 開放部分の高さが、1.1m以上、かつ当該階段の天井高さの1/2以上であること。</p> <p>③ 開放部分は隣地境界線から50cm以上、同一敷地内の他の建築物または当該建築物の部分から屋外避難階段にあつては1m以上、その他の階段にあつては50cm以上離れていること。</p>		
更新履歴	R3.4.1 改正	

※標準的な取扱を掲載しておりますので、詳細な取扱については各特定行政庁へご相談下さい

防火避難規定		
番号	標 題	関連条文
3-2-03	防火戸の大きさとくぐり戸について	法第36条 令第112条第19項 昭和48年告示第2563号
<p>常時開放式防火戸の面積が3㎡を超えるものにあつては、次によるくぐり戸を設けること。</p> <p>(1) 自動的に閉鎖すること。</p> <p>(2) くぐり戸の大きさは、高さ180cm以上、幅75cm以上とし、その下端と床面との高さは15cm以下とすること。</p>		
更新履歴	R02.04.01 改正	

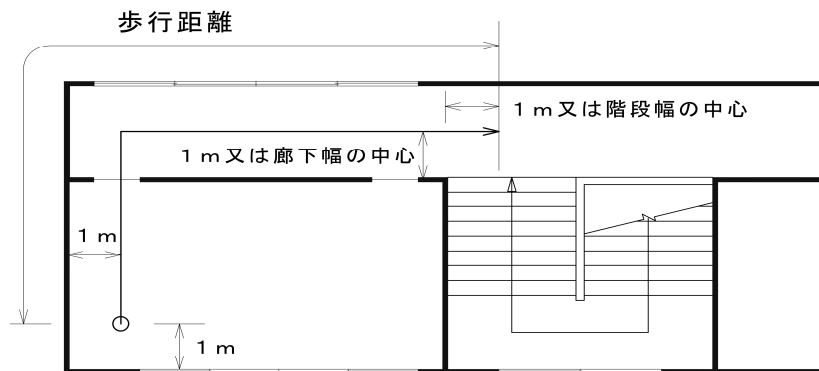
防火避難規定		
番号	標 題	関連条文
3-2-04	避難上有効なバルコニー等の構造について	令第121条 平成27年告示第255号
<p>令第121条第1項第3号、同項第6号、第3項および平成27年告示第255号第1第3号イ・ロに規定する「避難上有効なバルコニー等」の構造については、次の構造とすること。また、これを延焼のおそれのある部分に設置することは、可能とする。</p> <p>(1) 避難上有効なバルコニーの構造は次の各号の全てに適合すること。</p> <p>① バルコニーの位置は、直通階段の位置とおおむね対称の位置とし、かつ、その階の各部分と容易に連絡するものとする。</p> <p>② バルコニーは、その1以上の側面が道路等又は幅員75cm以上の敷地内の通路に面し、かつタラップその他の避難上有効な手段により道路等に安全に避難できる設備を有すること。</p> <p>③ バルコニーの面積は、2㎡以上(当該バルコニーから安全に避難する設備の部分を除く。)とし奥行の寸法は75cm以上とすること。</p> <p>④ バルコニー(共同住宅の住戸等に附属するものを除く。)の各部分から2m以内にある当該建築物の外壁は耐火構造(準耐火建築物にあつては準耐火構造)とし、その部分に開口部がある場合は、特定防火設備又は両面20分の防火設備を設けること。</p> <p>⑤ 屋内からバルコニーに通ずる出入口の戸の幅は75cm以上、高さは180cm以上及び下端の床面からの高さは15cm以下とすること。</p> <p>⑥ バルコニーは十分外気に開放されていること。(※1)</p> <p>⑦ バルコニーの床は耐火構造、準耐火構造その他これらと同等以上の耐火性能を有するものとし、かつ、構造耐力上安全なものとする。</p> <p>(2) 屋外通路の構造は、次の各号の全てに適合すること。</p> <p>① 当該階の外壁面に沿って設けられ、かつ、直通階段の位置とおおむね対称の位置で屋内と連絡するものであること。</p> <p>② 当該階の各部分と容易に連絡するものであること。</p> <p>③ 幅60cm以上で、手すりその他安全に通行できるための措置を講じたものであること。</p> <p>④ 通路の一端は、直通階段に連絡し、他端はタラップその他の避難上有効な手段により安全な場所に通ずるものであること。ただし、直通階段に連絡することが困難でやむを得ない場合にあっては、両端に避難上有効な手段を設けたものであること。</p> <p>⑤ 屋内部分との区画、出入口の戸及び構造については、バルコニーにおける場合と同様のものであること。ただし、出入口の戸の幅は60cm以上とし、窓その他の開口部は避難上支障のない位置に設けること。</p> <p>(3) その他</p> <p>下階の屋根、ひさし等(耐火構造のものに限る。)及び避難橋等で、(1)又は(2)で規定する避難上有効なバルコニー又は屋外通路と同等以上に避難上有効なもの「その他これらに類するもの」とみなす。</p> <p>※1 取扱基準3-2-21による。</p>		
更新履歴	H29. 1. 1改正 R02. 4. 1改正 R03. 4. 1改正	

※標準的な取扱を掲載しておりますので、詳細な取扱については各特定行政庁へご相談下さい

防火避難規定

番号	標 題	関連条文
3-2-06	歩行距離のとり方について	法第35条 令第120条第1項

令第120条の歩行距離は居室の各部分からの最も不利な数値とする。机、椅子等のある場合は通常の歩行経路による。



更新履歴

※標準的な取扱を掲載しておりますので、詳細な取扱については各特定行政庁へご相談下さい

防火避難規定		
番号	標 題	関連条文
3-2-07	住宅の直通階段の取扱い	法第35条 令第120条第1項
<p>直通階段の要件については「建築物の防火避難規定の解説」によるが、3階建てである住宅(長屋住宅を含む。)に設置する直通階段については、利用者が特定されていることから、次の各号の全てに適合するものについても直通階段に該当するものとする。</p> <p>① 多少の曲折があっても順路が明らかな場合で、1室のみを經由するものであること。</p> <p>② 階段の途中に扉を設けないこと。ただし、2階に設ける玄関の建具を含む上記の經由する室の出入りに設ける建具を除く。</p>		
更新履歴		

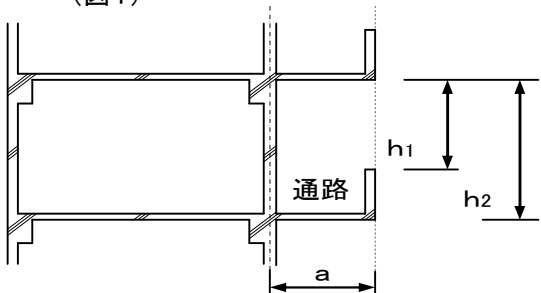
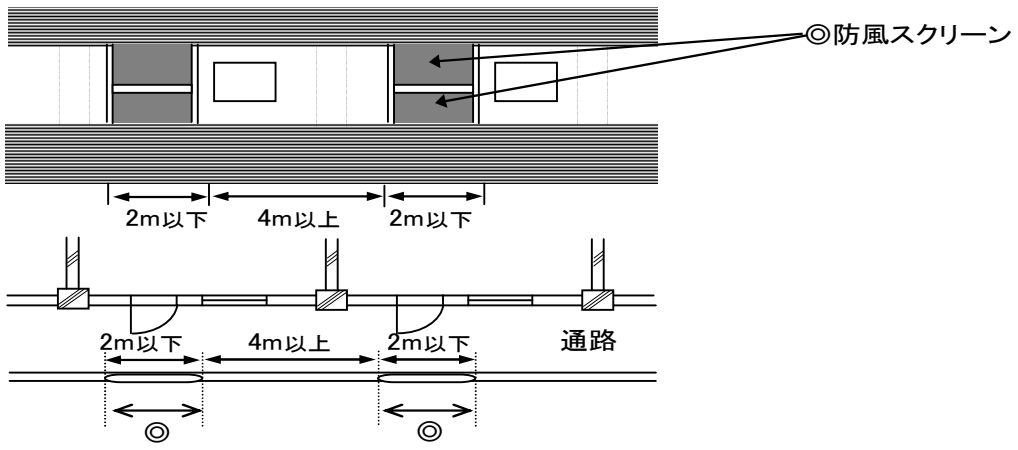
※標準的な取扱を掲載しておりますので、詳細な取扱については各特定行政庁へご相談下さい

防火避難規定		
番号	標 題	関連条文
3-2-08	バルコニー等の手すりの取扱い	法第35条 令第126条第1項
<p>共同住宅(階数3以上のもの。)の階段、廊下、バルコニー等に設ける手すりの高さは、足がかりより1.1m以上(階段は踊場以外の部分を除く。)とし、手すり子の間隔は内法11cm以下とすること。</p>		
更新履歴		

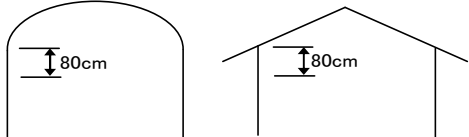
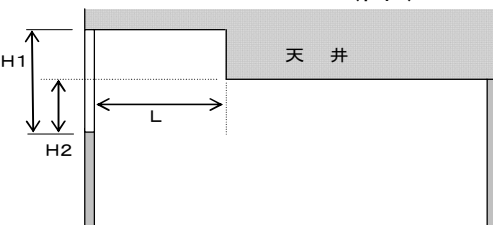
※標準的な取扱を掲載しておりますので、詳細な取扱については各特定行政庁へご相談下さい

防火避難規定		
番号	標 題	関連条文
3-2-09	屋上広場の取扱い	法第35条 令第126条第2項
<ol style="list-style-type: none"> 1. 令第126条第2項の運用については、5階以上の階を物品販売業を営む店舗(床面積の合計が1,500㎡を超えるものに限る)の売場の用途に供するものを含むものとする。 2. 屋上広場は5階以上の階で床面積が最大の階における床面積の1/2以上の広場が必要である。ただし、上層階がセットバックしているなど、屋上が2以上ある場合には、面積はそれぞれの屋上面積の合計とし、そのうちの1ヵ所の屋上広場は、当該建築物の床面積が最大の階(5階以上)の1/3以上、または200㎡以上の面積を確保すること。 3. 避難上の障害となる建築物又は工作物等の部分については、屋上広場の面積算定から除く。 4. 特別避難階段等がある場合には、屋上広場から特別避難階段等に有効に通ずる経路を設ける。 5. 屋上の床版の耐火性能は、令第107条による床の1時間耐火構造以上とすること。 		
更新履歴		

※標準的な取扱を掲載しておりますので、詳細な取扱いについては各特定行政庁へご相談下さい

防火避難規定		
番号	標 題	関連条文
3-2-10	開放廊下等の取扱い	法第35条 令第126条の2 令第126条の4 平成12年告示第1411号
<p>1. 図1に該当する廊下、バルコニーおよび階段にあつては屋外とみなし、排煙設備、非常用の照明装置の設置対象にはならない。 なお、隣地境界線から1m以上、同一敷地内の他の建築物または当該建築物の部分から距離が2m以上離れていること。</p> <p>(図1)</p>  <p> $h1 \geq 1.1\text{m}$ $h1 \geq h2/2$ $h2$: バルコニー部分の天井高さ $a \leq 2\text{m}$ </p> <p>2. 1. において、防風スクリーンを設置する場合も、下記の条件を全て満たす場合は屋外とみなす。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 防風スクリーンの開放性は図2以上とすること。 (2) 防風スクリーンの材質は難燃材料以上とすること。 (3) 廊下、バルコニーの内装は不燃材料とすること。 <p>(図2)</p> 		
更新履歴	R02.04.01改正	

※標準的な取扱を掲載しておりますので、詳細な取扱については各特定行政庁へご相談下さい

防火避難規定		
番号	標 題	関連条文
3-2-11	排煙の有効なとり方等について	法第35条 令第116条の2第1項第2号 令第126条の2 令第126条の3
<p>1. 排煙上有効な開口部の算定 排煙上有効な開口部の算定については、次によるものとする。ただし、排煙設備が必要な場合は、その位置が令第126条の3第3号にかかるものに限る。</p> <p>(1) 引き違い窓、片引き窓の場合は、開放時の実開口面積とする。 (2) ベンチレーター等の場合は、実開口面積とする。</p> <p>2. ダクトによる自然排煙 ダクトによる自然排煙については、排煙上有効とは認められない。ただし、次の各号の全てに該当する場合はこの限りでない。</p> <p>① 縦ダクトまたは斜めダクトで傾斜が30°以上かつ水平距離が2m以下のもの(以下、「排煙シャフト」という。)であること。 ② 排煙口面積、排煙シャフト面積、煙吐出口面積が排煙必要面積以上であること。 ③ 排煙シャフトの仕上げが不燃材料であること。</p> <p>3. シャッターの取扱い 排煙上有効な開口部の内側または外側にシャッターがある場合については、排煙上有効とは認められない。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りではない。</p> <p>(1) シャッターが閉鎖している状態で建築物が利用されないことが明らかである場合 (2) パイプシャッターの場合</p> <p>4. 排煙口の天井から80cm以内の距離にある部分については、図1によるものとする。ただし、開口部分で下り天井が設けてある場合等で排煙上不適当と考えられる場合は、平均の天井高さから下方80cmとする。 また、開口部分で上り天井が設けてある場合は、図2によるものとする。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>(図1)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>(図2)</p> </div> <div style="text-align: left;"> <p>$L \geq 80\text{cm}$ならばH1が有効である。 $L < 80\text{cm}$ならばH2が有効である。 なお、かつH1、H2ともに80cm以内</p> </div> </div> <p>5. 防煙壁にガラスを使用する場合については、飛散防止および防火上の観点から、線入ガラスまたは網入ガラスとしなければならない。</p>		
更新履歴		

※標準的な取扱を掲載しておりますので、詳細な取扱いについては各特定行政庁へご相談下さい

防火避難規定		
番号	標 題	関連条文
3-2-12	排煙設備の設置について	法第35条 令第126条の2第1項
<p>1. 令第126条の2第1項の規定による「階数が3以上で延べ面積が500㎡を超える建築物」のくっつき書きにおいて、排煙設備を設けなくてもよい部分とは、防煙壁によって区画された100㎡以内の居室のみをいい、廊下、ロビー等の居室以外の部分には排煙設備を設けなければならない。 また、「延べ面積が1,000㎡を超える建築物の居室で、その床面積が200㎡を超えるもの」とは、居室の床面積の合計ではなく、それぞれの居室の床面積が200㎡を超えるものをいう。</p> <p>2. 令第126条の2第1項第1号の規定による「準耐火構造の床若しくは壁又は法第2条第9号の2口に規定する防火設備で区画された部分」については、原則として廊下等の避難経路を遮断する防火区画を設けてはならない。</p> <p>3. 令第126条の2第1項第3号の規定による「その他これらに類する建築物の部分」については、風除室、縁側、床の間、押入、踏込み、及び便所、浴室等で小規模なもの、並びにダクトスペース、パイプシャフトを含むものとする。 なお、便所、浴室等で小規模なもの以外の室で排煙無窓となるものについては、平成12年告示第1436号第3号へまたはトの規定に適合しなければならない。</p>		
更新履歴	H29. 1. 1 改正 R7. 4. 1 改正 R8. 4. 1 改正	

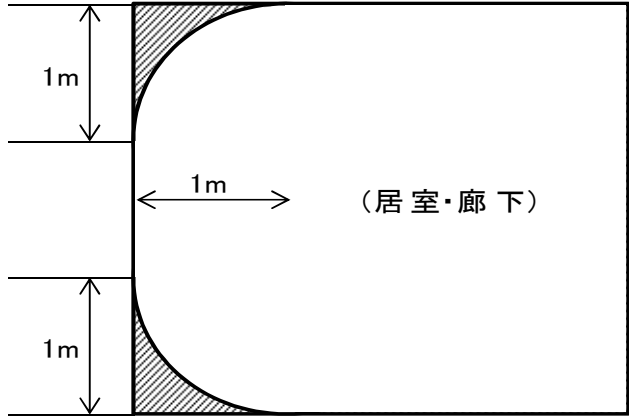
※標準的な取扱を掲載しておりますので、詳細な取扱については各特定行政庁へご相談下さい

防火避難規定		
番号	標 題	関連条文
3-2-13	防煙区画の取扱い	法第35条 令第126条の2 令第126条の3
<p>避難経路については、間仕切壁の上部が排煙上有効に開放されている場合においても、原則として避難経路以外の室と同一防煙区画とみなすことはできない。ただし、避難経路以外の室が次の各号のいずれにも該当する場合はこの限りではない。</p> <ol style="list-style-type: none">① 洗面所、便所等の居室以外の室。② 室の仕上げを準不燃材料としたもの。		
更新履歴		

※標準的な取扱を掲載しておりますので、詳細な取扱については各特定行政庁へご相談下さい

防火避難規定		
番号	標 題	関連条文
3-2-15	機械排煙について	法第35条 令第126条の3
<ol style="list-style-type: none"> 1. 同一防煙区画内に複数の機械排煙口を設ける場合については、原則として各々の排煙口に近接して手動開放装置を設け、当該防煙区画内の手動開放装置を操作すると全ての排煙口が同時開放される構造としなければならない。 2. 排煙風道については、原則として防火区画を貫通してはならない。止むを得ず防火区画を貫通する場合は、当該部分に溶解温度280℃の温度ヒューズ付きダンパーを設け、溶解温度を検査口の蓋に表示しなければならない。 3. 排煙機が作動した場合については、局所的な換気・空調設備の場合（一の室で単独空調を行っている場合等）を除き、自動火災報知設備または排煙口と連動し、換気・空調設備は自動的に停止する構造としなければならない。 4. 機械排煙による防煙区画とそれ以外の防煙区画（平成12年告示第1436号第3号へを含む。）との区画については、防煙間仕切りとし開口部には当該区画に応じた戸または扉を設けなければならない。 		
更新履歴	H29. 1. 1 改正 R7. 4. 1 改正 R8. 4. 1 改正	

※標準的な取扱を掲載しておりますので、詳細な取扱については各特定行政庁へご相談下さい

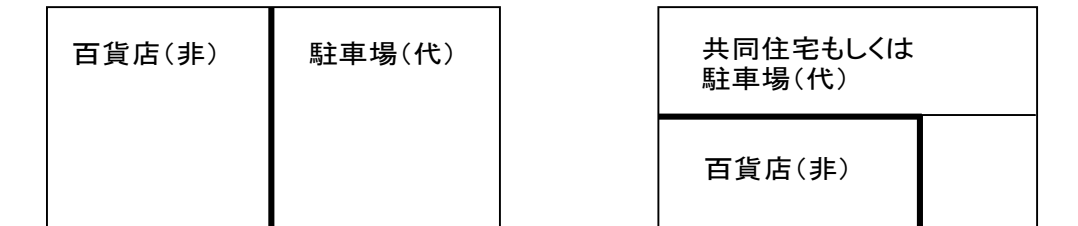
防火避難規定		
番号	標 題	関連条文
3-2-16	非常用の照明装置について	法第35条 令第126条の4 令第126条の5
<p>1. 居室、廊下等のコーナー部分で、下図のように両端が1m以下の円弧に囲まれた部分については、規定の照度がなくても良いものとする。</p>  <p>2. 消防法上の誘導灯と非常用の照明装置については、それぞれの構造基準等が異なるので兼用はできない。ただし、階段および通路に設置する非常用の照明装置と階段通路誘導灯で、非常用の照明装置と階段通路誘導灯兼用の器具として評定・認定されている場合はこの限りではない。</p> <p>3. 非常用の照明装置の停電検出等については、原則として次によるものとする。</p> <p>(1) 電源別置型の場合については、非常用の照明装置の設置が必要となる廊下等の避難経路用の分岐回路の二次側で停電検出して、予備電源に切り替わる回路とすること。</p> <p>(2) 電池内蔵型の場合については、主遮断器の二次側で停電検出して、点灯する回路とすること。</p> <p>(3) 一般用分電盤においては、非常用の照明装置用の停電検出回路または遮断器である旨の表示をすること。</p>		
更新履歴		

※標準的な取扱を掲載しておりますので、詳細な取扱については各特定行政庁へご相談下さい

防火避難規定

番号	標 題	関連条文
3-2-17	非常用の進入口に代わる窓の設置について	法第35条 令第126条の6

1. 代替進入口の下端から床面までの高さは1.2m以下とすること。
ただし、はき出し窓のように極端に低い場合は危険防止のため、手すりを設けるとともに、手すりの上端から代替進入口の寸法は1.2m以上(幅75cmの場合)または、1.0m以上(幅1.0mの場合)とすること。
2. 同一形式の窓が連なっている場合で、実質の代替進入口になる窓には昭和45年告示第1831号第2による表示をすることが望ましい。
ただし、共同住宅で各住戸のバルコニーへの進入タイプの場合等はこの限りではない。
3. 同一階の同一外壁面における、非常用の進入口と代替進入口の混用は認めない。
ただし、下図のように避難経路が用途ごとに異なる場合や、平面計画が明確であり、進入口から当該階の各部分に容易に到達できる場合等はこの限りでない。



凡例
(代)代替進入口
(非)非常用進入口

更新履歴	
------	--

※標準的な取扱を掲載しておりますので、詳細な取扱については各特定行政庁へご相談下さい

防火避難規定		
番号	標 題	関連条文
3-2-18	避難用の通路等について	法第35条 令第128条 県条例第11条、第21条 大津市条例第17条、第21条
<p>1. 通路上の建築物について 建築物の出入口から道路等に通ずる敷地内の通路には、建築物を建築してはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建築物はこの限りでない。</p> <p>① 開放的空間で屋内的用途がなく、かつ両端の出入口には閉鎖的な設備を設けないこと。</p> <p>② 特定主要構造部を耐火構造とし、かつ、これに接続する建築物は、主要構造部を不燃材料で造ること。</p> <p>③ 通路部分とその他の部分とを耐火構造の床および壁で区画し、開口部を設けないこと。ただし、最小限必要やむを得ない場合のみ常時閉鎖式特定防火設備とすることができる。</p> <p>④ 通路部分には非常用の照明装置を設置すること。</p> <p>2. 敷地内通路の幅員について 敷地内通路の幅員(W)については、下図のとおり扱う。</p> <div data-bbox="375 1149 1212 1796" data-label="Diagram"> </div> <p>※敷地内通路の幅員(W)は、建築物や塀または建築設備等がある場合、その内法とする。</p>		
更新履歴	R3.4.1改正 R6.4.1改正	

※標準的な取扱を掲載しておりますので、詳細な取扱については各特定行政庁へご相談下さい

防火避難規定		
番号	標 題	関連条文
3-2-19	床面積50㎡を超える居室の取扱い	法第35条の2 令第128条の3の2
<p>障子その他随時開放することができる居室が2室以上ある場合には、1の居室として床面積を算出し、その合計が50㎡を超える場合は「床面積が50㎡を超える居室」として取扱う。</p>		
更新履歴		

※標準的な取扱いを掲載しておりますので、詳細な取扱いについては各特定行政庁へご相談下さい

防火避難規定		
番号	標 題	関連条文
3-2-20	客席および客席の床面積の取扱い	法第27条 法第35条の2 令第128条の4 県条例第6節 大津市条例第5節
<p>法令(県条例および大津市条例を含む。)および1-4-05でいう「客席」とは、その用途(法別表第1(1)項の用途)に供する居室すべてとし、「客席の床面積の合計」とは、その用途(法別表第1(1)項の用途)に供する居室すべての床面積の合計とする。</p> <p>ただし、講師・親族等控え室、休憩室、調理実習室、事務室の管理部門および壁(間仕切りが可動式のものを除く。)により区画された概ね30㎡(県条例または大津市条例第22条第2項および第23条の適用にあつては、概ね60㎡)以下の居室は除く。なお、固定式の舞台および祭壇等の部分については客席の床面積に含まない。</p>		
更新履歴	R6.4.1 一部改正	

※標準的な取扱いを掲載しておりますので、詳細な取扱いについては各特定行政庁へご相談下さい

防火避難規定

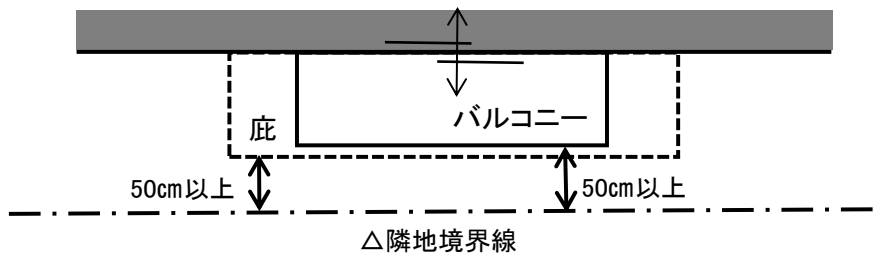
番号	標 題	関連条文
3-2-21	避難上有効なバルコニー等の構造における「バルコニーは十分外気に開放されていること」について	令第121条 平成26年告示第860号 平成27年告示第255号

「滋賀県内建築基準法取扱基準3-2-04」、平成26年告示第860号第1および平成27年告示第255号第1第3号イ・ロに規定する「避難上有効なバルコニー等」の構造で、『バルコニーは十分外気に開放されていること』については、次のすべてに該当するバルコニーとする。

なお、バルコニーの上方にある庇等において、隣地境界線までの距離が50cm未満の場合は、下方にある全てのバルコニーが十分に外気に開放されていないものとする。

- ① 隣地境界線からバルコニーまでの距離は、50cm以上とする。
- ② バルコニーの外気に有効に開放されている部分の高さは、1.1m以上であり、かつ、天井の高さの1/2以上とする。

(例)



更新履歴	H31.4.1 制定 R03.4.1 改正
------	--------------------------

※標準的な取扱を掲載しておりますので、詳細な取扱については各特定行政庁へご相談下さい

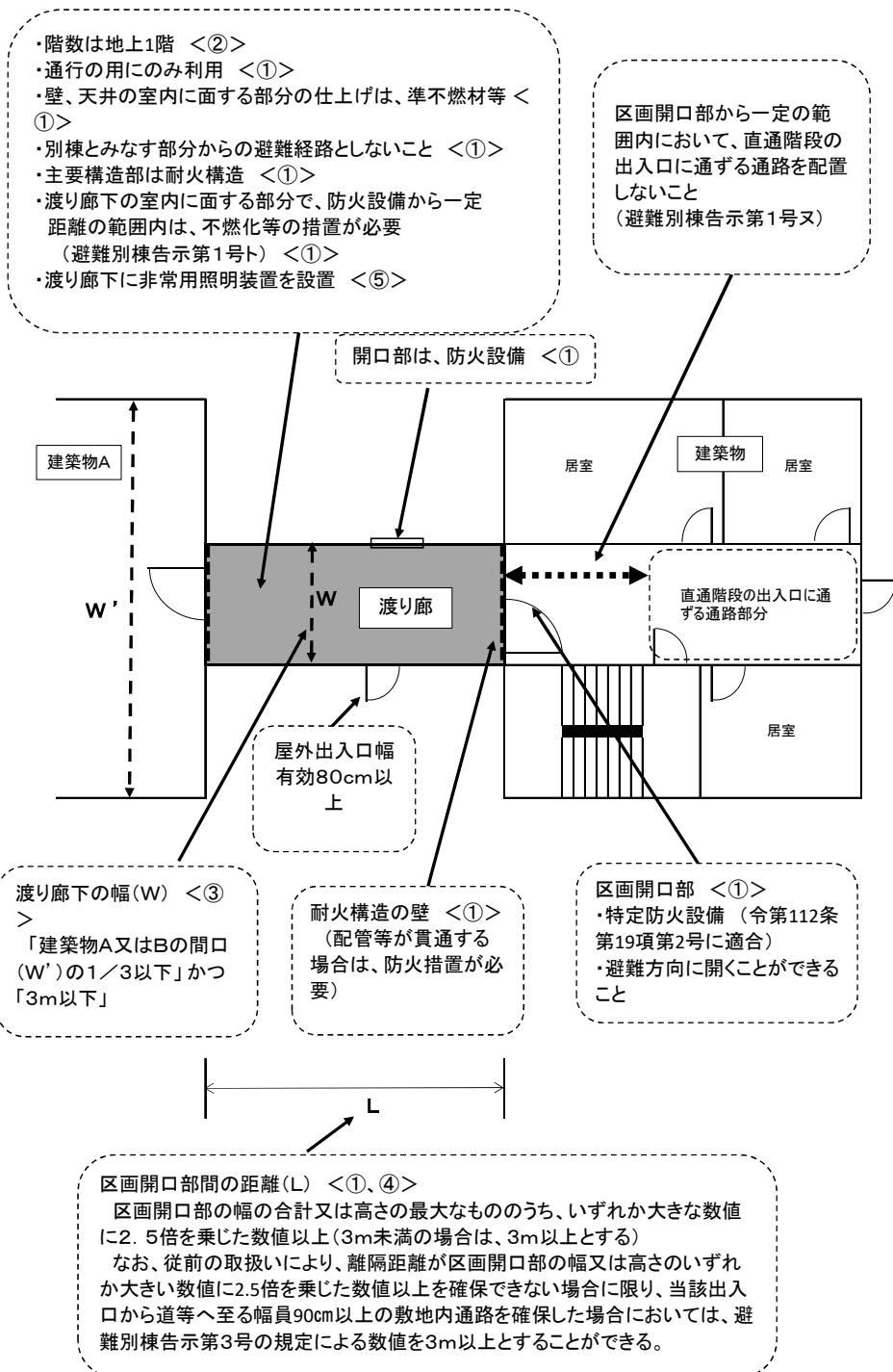
防火避難規定		
番号	標 題	関連条文
3-3-01	防火避難上別棟の取扱い	法第21条 法第26条 法第27条 法第35条 法第35条の2 法第36条
<p>2以上の建築物を閉鎖式渡り廊下で接続する場合で、下記の条件に適合するものは、個々の建築物を防火避難上別棟と取扱うことができる。</p> <p>① 平成28年国土交通省告示第695号通常の火災時において相互に加熱又は煙若しくはガスによる防火上有害な影響を及ぼさない構造を定める件(以下「避難別棟告示」という。)の規定に適合すること。ただし、次に掲げるものについては、当該規定によるものとする。</p> <p>イ. 避難別棟告示第1号ハの規定による数値が3m未満の場合は、3m以上とすること。</p> <p>ロ. 避難別棟告示第1号ホのただし書きの規定にかかわらず、区画開口部以外の開口部には防火設備を設けること。</p> <p>ハ. 避難別棟告示第1号へ(1)の規定にかかわらず、区画開口部に設ける特定防火設備は令第112条第19項第2号の規定に適合する構造とすること。</p> <p>② 渡り廊下部分の階数は地上1階とすること。</p> <p>③ 渡り廊下幅は、3m以下、かつ、接続する建築物の間口の1/3以下(2以上の渡り廊下で接続する場合は、渡り廊下幅の合計で条件を満足すること)であること。</p> <p>④ 渡り廊下から直接外部に避難できるよう、有効幅80cm以上の出入口を確保すること。なお、従前の取扱いにより、離隔距離が区画開口部の幅又は高さのいずれか大きい数値に2.5倍を乗じた数値以上を確保できない場合に限り、当該出入口から道等へ至る幅員90cm以上の敷地内通路を確保した場合においては、避難別棟告示第1号ハの規定による数値を3m以上とすることができる。</p> <p>⑤ 渡り廊下部分には、非常用照明装置を設けること。</p> <p>⑥ 木造等建築物(※3)と木造等建築物を渡り廊下で接続する場合(それらの床面積の合計が3,000㎡を超えるものに限る。)においては、当該部分は①から⑤のほか次によること。</p> <p>イ. 木造等建築物は、3階以下の建築物(倉庫その他物品(不燃性の物品を除く。)を保管する用途に供する建築物を除く。)で、屋根の仕上げを不燃材料とすること。</p> <p>ロ. 渡り廊下の壁等を構成する建築物の部分は、平成27年国土交通省告示第250号壁等の構造方法を定める件(以下、「壁等告示」という。)第2第3号イからヌ(リ)については、(1)に限る。)に適合し、かつ、その接合部を防火上支障のない構造とすること。</p> <p>ハ. 渡り廊下の壁等の室内の建築物の部分(壁等を構成する建築物の部分を除く。)は、不燃材料で造られたものまたは耐火構造(被覆材に可燃性の材料を含まないものに限る。)とすること。ただし、延焼防止上支障のない建築設備(小規模な非常用照明装置など)を除く。(壁等告示第3)</p> <p>ニ. エキスパンションジョイントその他相互に応力を伝えない構造方法で接続すること。(壁等告示第4)</p> <p>ホ. 壁等告示第5第2号から第7の規定を準用すること。</p>		
		3-3-01 - 1/3

※1 本取扱を適用した場合は、確認申請書第三面第19欄、同第四面第18欄、建築計画概要書第二面第21欄にその旨を記載すること。

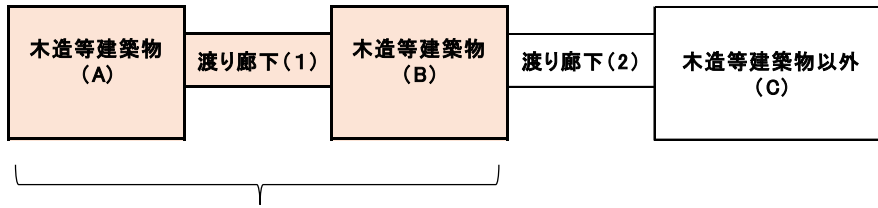
※2 本取扱による場合には、渡り廊下の接続する建築物相互間の中心から延焼の恐れのある部分が発生するものとする(取扱基準1-1-02による)。

※3 木造等建築物とは、建築物の主要構造部(床、屋根、および階段を除く)の政令第109条の4で定める部分の全部または一部に、木材・プラスチックその他の可燃材料を用いたもの。ただし、法第21条第2項第1号の規定に適合するものを除く。

【①～⑤規定の解説】



【⑥規定の解説】

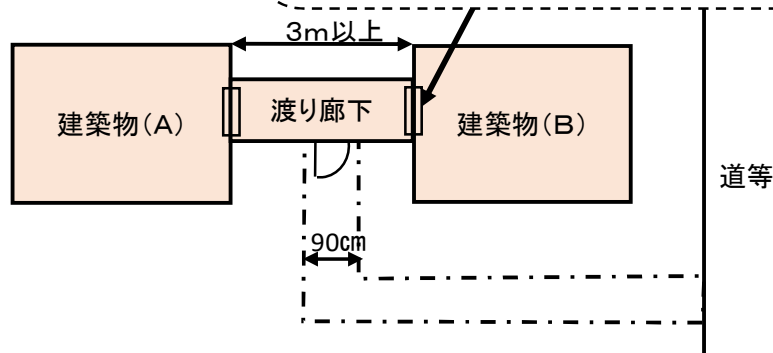


木造等建築物(A)＋木造等建築物(B)＋渡り廊下(1)の床面積の合計が、3,000㎡を超える場合は、当該部分を⑥の規定にも適合させること。

なお、木造等建築物(A)または(B)が棟単位で3,000㎡を超える場合は、当該棟単位で法第21条第2項の規定に適合する必要があります。

【①イおよび④規定の解説】

従前の取扱いにより、離隔距離が区画開口部の幅又は高さのいずれか大きい数値に2.5倍を乗じた数値以上を確保できない場合に限り、当該出入口から道等へ至る幅員90cm以上の敷地内通路を確保した場合には、避難別棟告示第1号ハの規定による数値を3m以上とすることができる。



※④規定後段のなお書きについては、避難別棟告示第1号ハにおける避難上支障がない場合について整理をしたものであり、避難別棟告示第1号又における避難上支障がない場合については、各特定行政庁の判断による。

更新履歴	H24. 4. 1 新規追加
	H25. 4. 1 改正
	H30. 4. 1 改正
	R2. 4. 1 改正
	R3. 4. 1 改正
	R7. 4. 1 改正